

決議案第1号

北野唯道議員に対する議員辞職勧告決議

市議会議員は、市民全体の代表者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令、条例を遵守し、市民の模範となる高い倫理観や見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

白河市議会基本条例第15条では、「議員は、白河市議会議員政治倫理条例に定める事項を遵守し、品位の保持に努めなければなりません。」と規定している。

しかしながら、北野唯道議員について、白河市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあるとして、同条例第5条に基づき白河市議会議員14名から令和6年3月1日付で審査請求がなされた。白河市議会政治倫理審査会にて審査が行われ、審査結果は、職員に対するストーカー行為及びパワーハラスメント行為は事実であると認定し、当該行為は、白河市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号、第6号、第7号、第8号及び第9号に違反するとの結論である。

この度の白河市議会政治倫理審査会の審査結果は、極めて重大であり、北野唯道議員の行為は、市民の負託を受けた市議会議員として、政治倫理規範を逸脱した行為であり、規範意識が欠如しているといわざるを得ず、市議会議員としての資質に欠けるものである。

また、今回の件により、白河市議会の品位と名誉を著しく傷つけ、本市議会を混乱させた責任は重大であり、本市議会として断固とした態度を表明する。

よって、北野唯道議員は、自らの犯した事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により、直ちに市議会議員の職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和6年4月24日

福島県白河市議会